

「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に対する パブリック・コメント

令和3年10月14日

公益財団法人助成財団センター 理事長 山岡義典

1. 基本認識

(1) 公益法人に求められる「ガバナンス」とは何か

⇒ P.4 下 10～2 行の事例における「野放図に支出された交際費」の事例は意図的で表現にも違和感を覚える。「適正」か「野放図」かは主観的な判断によるもので客観的に一線を引いて決めつけられるものではない。この事例は削除して別のより一般的な表現とすべき。

(2) なぜ今ガバナンスの強化が必要か

⇒ P.6 下 2 行～P.7 上 6 行については、各法人制度の特性を無視した安直な議論で混乱を招く。P.7 上 4 行「・・行われており、」は「・・行われている。これらはそれぞれの法人制度の背景や特性を反映したものであるが、」と加筆すべき。

2. 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する論点と取組の方向性

(1) 役員や社員・評議員のより一層の機能発揮

① 役員や評議員における多様な視点の確保

⇒ P.8 下 6 行～P.9 下 10 行までの 4 事例は、P.8 下 8～7 行に「行政庁が監督措置を講じるに至った事例」と説明されているが、恣意的な選択で説得力を持たない。注記でもよいから、その講じた措置の全体像（年度別の措置数や措置の内容、社団か財団かの別、法人の規模別など）を示し、その中から客観的にどのような基準によって抽出したものを示すべきである。このことは、これに続く 13 事例まですべてに言えることである。

⇒ 事例 1～4 については、内容をよく読めば事例 3 のみが財団法人である他はすべて社団法人と判断できる。評議員に関する問題は事例 3 のみからしか論じられないが、あたかも事例 1, 2, 4 の不祥事も評議員の問題と誤解されかねない。社団の社員の責任と財団の評議員の責任は別に議論すべきであることから、財団の評議員の役割強化を社団の事例を踏まえて論じることは間違いである。事例の列挙は社団と財団は分けて行い、それぞれに応じた解説をすべきである。なおこの解説の後に財団の 3 事例と参考事例がでてくるが、何故これを事例 3 と分けて後掲にしたのか理解できない。事例 3,5,6,7 と参考事例を一体として財団の評議員を論ずれば理論的には分かり易く説得力もでる。

⇒ P.11 上 1 行からの解説は外部役員・評議員の導入に関するものである。これは事例 3, 5, 6, 7 から導き出されたものと思われるが、この主張をするためには事例 5, 6 で示す外部の理事や評議員が具体的にどのような人材であったのかを説明しな

いと、その後の展開に説得力はない。

② 役員に対する社員・評議員の牽制機能の強化

⇒ P.14 上 8~10 (下線) は社団法人の社員と財団法人の評議員を一緒に扱うため文脈が混乱し、説得力のない文章になっている。「社団法人の社員」と「財団法人の評議員」は明らかに性格を異にするものであり、分けて論じるべきである。その場合、「社員」については事例 1,2,4 等の不祥事例を踏まえて納得いくように論じてほしい。

③ 評議員による役員等の責任追及の訴えの提案

⇒ P.14 下 1 行~P.15 上 4 行には社団法人の「社員が法人を代表して役員等の責任を追及する訴えを提起することができる」とあるが、この規定によって訴えを提起し、ガバナンス上の不祥事を抑止または解決した事例はあるのか。あればその件数や主な事例の内容を示してほしい。それによって、この規定の有効性を確認しない限り、例え財団法人に適用するとしても意味はない。

⇒ P.15 下 8~P.16.上 5 行は社団法人の社員と財団法人の評議員を同じ性格のものとして論じているので、たとえ「一案」としても全く説得力をもたない。評議員独自の論理的必要性を説得してほしい。もし同じ性格のものとして説得力をもたせないなら、社団法人と財団法人における内閣府から報告要求や勧告を受けた法人の発生比率を比較し、社団法人が財団法人より有意に少なくなっている事実を提示してほしい。

(2) 会計監査人の設置義務付け範囲の拡大

① 会計監査人による監査の意義

⇒ 事例 8~12 については、恣意的と言われても仕方ない。先に 2 (1) ①で触れたように「行政庁が監督措置を講じるに至った事例」全体の中でどう位置付けられるか説明すべきである。特に「範囲の拡大」が課題であるのだから、これらの事例の財政規模に関する情報は欠くことができない。

⇒特に事例 8 は特異で、設立者の悪質な意図により仕組まれた事例とも言える。これを会計監査人さえ設置していたら防げた事例とも言えるのかどうか納得がいかない。事例として置くのはいいが、もっと納得できる説明が必要ではないか。内閣府の立ち入り調査で抑止できなかったのだろうか。

⇒ P.18 の脚注によると、「会計処理に関して内閣府から報告要求や勧告を受けた法人は 24 法人で、このうち、会計監査人を設置していた法人は 1 法人であった」とあるが、そもそも母数が大きく異なっている。P.19 上 5~8 行の記述から算定すると、会計監査人を設置していない法人は $9,561 - 350 = 9,211$ で、24 法人はその 0.26% に当たり、会計監査人を設置している法人は 350 で、1 法人はその 0.29% に当たる。ほぼ同じ比率であり、会計監査人を設置した法人が不祥事を起こさないと

いう効果は、この数字だけでは実証できない。このことを明記した上で、会計監査人設置の意義を論ずるべきである。また会計監査人を設置していた法人で内閣府から報告要求や勧告を受けたケースも事例として追加し、内容を示すべきではないか。このことによって会計監査人を設置することの効果や限界も理解できる。

② 会計監査人の設置義務付け範囲

⇒ P.20 上3~4行の下線の結論は、前記の指摘からこのままでは説得力を持たない。またどの程度の範囲の拡大が妥当かも議論できない。事例8~12および新たに事例として追加すべきとコメントした会計監査人を設置しながら報告要求や勧告を受けた法人について、その収益や費用・損失、負債について論理的な分析が必要である。その分析なくして、会計監査人設置を義務付ける範囲を定めるには根拠が乏しくなる。

⇒ P.19 上10~18は社会福祉法人の例を挙げているが、社会福祉法人（あるいは学校法人や更生保護法人）は、憲法89条における「公（おおよけ）の支配に属する」法人として制度化され、公的補助の仕組みを前提とした法人であり、公益法人とは全く性質を異にする。そのことを文中または脚注で明記すべきである。

③ 補助金等の受給と外部監査

⇒ 前記で触れたように社会福祉法人は「公の支配に属する」法人であり、公益法人とは基本的な性格を異にする。定常的に補助金を受け続ける公益法人は少なく、受ける法人も一時的なものが多い。また国以外に自治体からの補助の場合もある。そのこと考えると、補助する側がその補助の規模や性格によって義務づければよく、公益認定の要件とすることは全く馴染まない。「引き続き検討する」必要はない。

(3) 透明性の確保の推進

⇒ 基本的に賛同する。

(4) 法人による自主的な取組の推進・支援

⇒ 基本的に賛同するが、行政庁が主導することはあってはならない。

(5) 残余の財産への行政庁の関与

⇒ 残余財産の引き渡し先について、不都合が発生し、また不祥事につながる問題が生じるとすれば、予防措置を講ずることは必要と判断する。